

「いただきますの日」ロゴ利用規約

1. 目 的

「いただきますの日」ロゴ（以下「ロゴ」という。）利用規約（以下「本利用規約」という。）は、「いただきますの日」の趣旨に賛同し、その普及推進を行うためにロゴを利用するに際して、必要な事項を定めるものです。

2. 使用条件

（１）ロゴは、群馬県が提唱する「いただきますの日」の趣旨に賛同し、その普及推進を行おうとする以下の機関・団体・企業に限り、利用できます。

- ① 群馬県及び県内市町村の食育関連部署・機関
- ② 食育推進会議の構成団体
- ③ 県内の学校・幼稚園、児童福祉施設及び、給食施設
- ④ ぐんま食育応援企業
- ⑤ 県内で食育推進・健康づくり活動を行う団体
- ⑥ その他健康長寿社会づくり推進課長（以下「課長」という。）が認めた機関・団体・企業

【「いただきますの日」の趣旨】

群馬県では、毎月 19 日を「いただきますの日」とし、「共食（きょうしょく）」をすすめています。家族や友人、地域の人など誰かと一緒に食事することを「共食」といいます。共食には、「何を作ろうか」と話し合っ一緒に料理を作ったり、「おいしかったね」と語り合ったり、会話を楽しむことも含まれています。

（２）ロゴは、「いただきますの日」及び食育を推進することを目的に、関連する印刷物（チラシ・パンフレット・ポスター等）・資材（名刺・封筒等）等に利用できます。

（３）ロゴの利用料は、無償とします。

3. 利用方法

（１）別紙「ロゴ利用申請書」を作成し、課長あて提出します。

（２）課長は、申請書の内容を審査の上、利用承認を行うとともに、ロゴのデータを提供します。

（３）本利用規約およびガイドラインに従った上で、ロゴを利用することができます。

4. 使用上の留意事項

（１）ロゴの利用承認を受けた機関・団体・企業は、ロゴの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を認めることはできません。

（２）以下の場合にはロゴを使用できません。

- ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動目的で使用されるおそれのある場合
- ② 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ③ 不当な利益を上げるために利用されるおそれのある場合
- ④ 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ⑤ 「いただきますの日」の正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- ⑥ その他課長が不適切を認めた場合

（３）利用者は、課長から要請があった場合は、ロゴの利用実態の報告またはロゴを利用した印刷物等の提出を行わなければなりません。

（４）（３）により課長がロゴの利用が不適切と認めるときは、利用を中止させることができます。

（５）本ロゴを使用した施策、活動等に関する事故・苦情などが発生した場合は、利用者の責任の下で必要な措置を講じて下さい。

5. 規約の改訂

本利用規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

附 則

本利用規約は、令和 7 年 2 月 1 日から施行します。